



県立古河第三高等学校
生徒の主権者意識を育むため
弁護士による主権者教育を開催します

県教育委員会では、今年度から文部科学省の「主体的に社会参画する主権者・消費者の育成に関する実践事業」を受託し、他者と協働しながら積極的に社会参画意識を育む取組として、主権者教育の充実を図っています。

そこで、県から実践校に指定された本校では、生徒が主体的に学校づくりに参画し、生徒の主権者意識向上を図るため、公共を学習している1学年を対象に弁護士による主権者教育とワークショップを企画し、開催いたします。ぜひ御取材ください。

記

1 日 時

令和8年1月21日（水）12:35～14:35

2 場 所

県立古河第三高等学校
（古河市中田新田12-1）

3 内 容

- ・ 弁護士による導入講義「SNSについて考えよう（その書き込み、本当に大丈夫?）」
- ・ 検討事例の説明と事例検討（ワークシート記入）
- ・ グループディスカッション
- ・ 生徒班別発表
- ・ 講師講評

4 講 師

茨城県弁護士会所属弁護士3名（干田 聡太 氏、飯塚 夏樹 氏、山本 大介 氏）

5 参加者

本校 第1学年（234名）及び教員

6 その他

御取材の際は、事前に下記まで御連絡ください。

【本資料についてのお問い合わせ先】

県立古河第三高等学校 教頭 廣瀬 涼子

TEL : 0280-48-2755

Mail : hirose.ryouko@mail.ibk.ed.jp